

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第5回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成23年2月18日（金）10：00～12：00
- 場 所：総務省8階 801会議室
- 出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鵜川委員、川村委員、小西委員、小室委員、坂邊委員、菅原委員、関川委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、平嶋大臣官房審議官、飯島財務調査課長 他

【議題】

- (1) IPSAS 概念フレームワーク（CP、ED）について
- (2) 国の公会計の現状について
- (3) その他

【配付資料】

- 資料1 IPSASB 概念フレームワークについて
- 資料2 国の公会計の現状

- 委員の辞任と就任について
 - ・ 森田委員が一身上の都合により研究会委員を辞任し、小室将雄公認会計士が新たに委員として就任することとなった。
- 関川委員より資料1について説明（概要）
 - ・ 概念フレームワークは、国際公会計基準の策定の際に参考となる資料であるが、概念フレームワークが策定されても、既存の国際公会計基準が直ちに変更となるわけではなく、今後、会計基準を設定する際に、参照される文書である。従って、両者に矛盾が発生することもありうる。これについては、基準を段階的に改訂していくことが考えられる。
 - ・ 概念フレームワークは平成25年に完成する予定。その後、10～20年程度会計基準の設定に影響を与えることとなる。
 - ・ 現在、IASBとFASBが概念フレームワークの改訂作業を行っているが、IPSASの概念フレームワークはこれとは別に独自に設定するものである。
 - ・ フェーズ1によると、財務報告の目的は、説明責任と意思決定に有用な情報を提供することとされている。
 - ・ 財務報告の主な利用者は、サービス受領者及び資源提供者並びにその代表者である。多くの国では、サービス受領者と資源提供者の両方の側面を持つ国民や市民が中心になると思われる。また、資源提供者としては、国債の購入者や援助機関、自治体間の財源調整がある場合にはその地域の住民ではない者も含まれる可能性がある。
 - ・ 財務報告の範囲は、中心は財務諸表となるが、将来財務情報やサービス提供業績、予算準拠報告なども含まれる。
 - ・ 目的を達成する財務諸表に必要な質的特徴は、目的適合性、忠実な表現、理解可能性、適時性、比較可能性、検証可能性である。それに対する制約は、重要性、コスト対便益、

質的特徴間のバランスであると捉えている。

- ・ 報告主体は、その情報を必要とする利用者が存在する場合にそれが報告主体となり、法人格の有無は問わない。自治体で言えば、一般会計、特別会計、普通会計などが考えられる。
- ・ グループ報告主体は、他の主体に指示する権限及び能力に基づき定義される。
- ・ フェーズ2の「要素及び認識」では、資産、負債、収益、費用とは何かを議論している。
- ・ フェーズ3の「測定」は、資産及び負債の測定の議論であり、資産の測定に関しては、複合測定モデル（剥奪価値モデル）が基本的なモデルとして提示されているが、これを必ずしもすべてに使うのではなく、どの場合にはどのモデルを使えばいいのかという議論をしていくこととなる。また、負債の測定は、資産の裏返しである。

（出席者からの主な意見・質疑）

- ・ 4ページに「GBEs以外の公的部門」とあるが、GBEsにどのようなものが当てはまるのか。
- GBEsは、独立採算的に運営されており、補助金等がなくても経営が成り立つものと考えている。
- ・ 9ページの主要な利用者については、行政執行者はどのように位置づけられているのか。
- 公会計自体の目的には、首長に重要な意思決定に必要な情報を与えることが含まれると考えられるが、今回議論しているのは、外部報告のための会計基準の目的であり、行政執行者は利用者に含まれていない。
- ・ 他の自治体も同じ会計基準で財務諸表を作成することで、意思決定の有用性が非常に高まるという意味では、首長も利用者と言えないか。
- 各国で政治体制が異なるため、どの国にも当てはまるものとして今の表現となった。また、想定した利用者以外の方が財務諸表を活用することを妨げるものではない。会計基準の議論は、誰が利用するかを想定して会計基準を作っていくかという話である。

○ 財務省公会計室より資料2について説明

（概要）

- ・ 平成10年頃から、企業会計に準じて、国の財政活動全体を説明することが重要だという議論があり、財務書類作成についての取組が順次進められてきた。現在は、独立行政法人などとの連結財務書類も含めて作成している。
- ・ 財務書類は、原則として省庁別・会計別に作成される。特別会計については、「特別会計に関する法律」により、法定化されている。
- ・ 国の財務書類は、翌々年度の6月に公表することになっているが、平成23年度分からは、翌年度の1月に公表できるよう取組んでいる。
- ・ 作成基準は、不都合が生じた場合、順次改正を行っている。今までの例では、公的年金預り金の取扱い、政府出資等の取扱いなどについて改正を行っている。
- ・ 作成の目的は、各省庁の財務状況に関する説明責任の履行の向上と、予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供することである。作成した財務書類をどのように活用するかは検討課題であると考えている。
- ・ 財務書類の作成基準日は会計年度末であるが、出納整理期間における現金の受払等があった場合は、それを考慮して会計年度末の計数としている。

- ・ 特色ある会計処理としては、「公的年金預り金」を負債に計上している。また、公表用財産について、過去の用地費や事業費等を累計することにより、取得原価を推計し、資産に計上している。
- ・ 国際公会計基準については、採用できるものは採用するといったスタンス。
- ・ 財務書類は、決算書、国有資産台帳、物品管理簿等の組替えを行い、決算整理を行った上で、作成している。
- ・ 現在、財務書類作成システムを開発中であり、ADAMS II で入力した情報をもとにシステムで財務書類の作成ができるようになる。
- ・ 特別会計と省庁別財務書類については、連結財務書類もあわせて作成している。連結対象は、各省庁の業務と関連する事務・事業を実施している法人としている。連結対象法人は、各省庁において決定する。
- ・ 各省庁が政策評価の体系を持っているが、現在、これに連動する形でいわゆるフルコストを示すための取組を行っている。

(出席者からの主な意見・質疑)

- ・ 出納整理期間を考慮しない、現金主義会計の決算と対応しない発生主義会計の決算書は、コストを度外視すれば作成不可能なわけではない。ただし、国際公会計基準の議論を踏まえる必要はあるが、あえてそれを作成すべきかどうかを、この研究会でいずれ議論する必要があると考える。
- 国に関して言えば、発生主義を厳格に捉えて、未収、未払を計上しても国民のニーズに合致しているのか判断が難しい。出納整理期間を無視した形で財務諸表を作ることに意味があるのかは検討していかなければならない。国際公会計基準も、どれだけ取り入れるのか、ニーズを踏まえて検討する必要がある。
- ・ 国の会計基準でも、出納整理期間中の現金の受渡しを未払金、未収金で計上すれば同じものができるわけではない。出納整理期間があれば、それまでに現金の受渡しをしなければ繰越の手続が必要になるので、そもそもの行動に影響を及ぼす。現行制度ではIPSASと同じ基準とすることはできないと考えられる。出納整理期間の問題は、本質的な意味をとらえて議論しなければならないと思っている。
 - ・ 独立行政法人の特殊処理（損益外の処理など）は、連結する際に処理がなかったことにしているが、理論について整理されているのか。
- あまり議論はなかったと思う。1つの整理の方法にすぎない。
- ・ 国有資産について、計上されている価額はその価額で売却できるものではないという理解でよいか。また、時価評価するのか取得原価の積上げで計上するのかという違いは国有財産法で位置づけられているかどうかという違いによるものか。
- 実際にいくらで売却できるかは売却してみないとわからない。また、国有財産上は、価額の記載のないものについては、事業費の積上げで計上している。